

国住指第 3 6 6 1 号
令和 3 年 2 月 1 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて
(技術的助言)

貴職におかれましては、平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令等の施行について(技術的助言)」(令和 2 年 12 月 28 日付け国住指第 3408 号)において、別途通知する予定としておりました「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて(技術的助言)」(平成 26 年 5 月 7 日付け国住指第 394 号)の見直し等について、下記のとおり留意点を通知しますので、制度の運用に当たり参考にしていただくようお願いします。

貴職におかれては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

また、貴都道府県知事指定の指定確認検査機関が建築確認手続き等の電子申請での対応を開始しようとする場合、建築確認等の公正かつ適確な実施を確保するため、当該指定確認検査機関に対して建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 77 条の 27 の規定による確認検査業務規程において、今回の改正省令等を踏まえた電子申請の実施に関し必要な事項を定めるよう指導することをお願いします。

なお、本通知の発出に伴い、「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて」(平成 26 年 5 月 7 日付け国住指第 394 号)は廃止します。

また、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

建築確認手続き等の電子申請については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号。以下「法」という。)その他関係法令の定めるところにより、実施す

ることが可能である。原則として国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年国土交通省令第 25 号。以下「規則」という。）及び国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示（平成 15 年国土交通省告示第 240 号）に基づき実施されるものであるが、その運用については特に以下の 4 点について留意されたい。

1. 署名等の代替措置について

民間事業者から行政機関等への申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（以下「申請等」という。）に係る申請書等の第一面申請者欄等にある記名、行政機関等から行政機関等への申請等に係る申請書等の第一面申請者欄等にある記名・押印については、法第 3 条第 6 号の「署名等」に該当するが、法第 6 条第 4 項及び規則第 13 条第 1 項の規定により、申請等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等は、「申請データに電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書とともに送信する措置」や「識別番号及び暗証番号を入力する措置」のほか、「行政機関等が定める措置」をもって代えることができる。建築確認手続き等におけるこの行政機関等が定める措置は、申請データに氏名又は名称を記録する措置である。

2. 電磁的記録の長期保存について

建築基準法において保存期間が定められている申請図書等については、当該電磁的記録が保存期間を通じて処分時と同じ状態であることが確認できるようにすること。

また、当該電磁的記録について、保存期間中は内容が確認できるようシステムの維持等必要な措置を講じるとともに、確実に保存ができるよう滅失防止対策等を講じること。

3. 電子申請に係る秘密の保持について

電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講ずること。

4. 確認済証、中間検査合格証及び検査済証の交付について

法第 7 条において、電子的に処分通知等を行うことができるとされているが、確認済証、中間検査合格証及び検査済証（以下「確認済証等」という。）を電子的に交付した場合、電子署名の有効期限を経過した後は、有効性が担保できる確認済証等が存在しない状況となり、その時点での建築物の所有者に不利益を与えるおそれがあることから、電子申請がなされた場合であっても、確認済証等は書面で交付すること。